

第 5 1 回価格調査評価監視委員会が開催されました

このほど第 51 回（平成 28 年度第 1 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要を報告いたします。本委員会は年 3 回開催され、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

●議事概要

開催日時：平成 28 年 4 月 20 日(13 時 59 分～15 時 50 分)

開催場所：経済調査会会議室

出席委員：木下昌、小林誠治（委員長）、小林康昭、榊原渉、關豊（五十音順）

議題

1. 前回委員会議事録（案）の承認
2. 事例審議
 - (1) 自主調査：移動式クレーン作業料金（ラフテレーンクレーン）（東北）
 - (2) 受託調査：アンカー式ブロック積擁壁（愛媛県）

●議事要旨

議題・質問	説明・答弁
1. 前回（第 50 回）委員会議事録（案）の承認	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」3 月号から、移動式クレーン作業料金について審議。	○ （説明）移動式クレーン作業料金と長期割引率の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしたがって調査プロセス、調査結果等を説明。
○ クレーン建設業者に送付した調査票の返送率が約 30%と低くては、全体の状況を把握できないのではないか。	○ 他の資材等でも書面調査の返送率は、余り高くない状況である。また、クレーン建設業者に多い小規模な事業所から調査協力を得ることが難しいこともある。ただ、面接調査では、クレーンの保有台数が多い事業所を選定して状況をヒアリングしており、全体の状況の把握に努めている。
○ 書面調査の結果で、長期割引率がないという回答はどういう意味なのか。	○ 調査対象期間で長期割引をする契約がなかったか、もともと、長期割引の設定がないという事業所からの回答である。
○ 10 年以上も変動しなかった長期割引率が、3 月号で突然 20%から 10%に縮小したのは、不自然ではないか。	○ 前回の調査結果を資料として用意しなかったが、年 2 回実施する直近の書面調査の結果で、東北地区では長期割引率は 10%とする回答が多かったため、東北地区で長期割引率に関する面接調査を重点的に行った。面接調査では、以前より長期割引率は下げているとするクレーン建設業者も散見された。面接調

議題・質問	説明・答弁
<p>○ 電話調査と書面調査の結果が並列してグラフ化されているなど、書面調査、電話調査、面接調査それぞれの結果が整理されていないため、調査全体のプロセスが分かりにくい。</p> <p>(2) 受託調査「アンカー式ブロック積擁壁」(愛媛県)について審議。</p> <p>○ 他メーカーの製品と材工共の価格で比較検証しているが、発注機関から特に指示されていないのになぜ行っているのか。</p> <p>○ 開発メーカーが直接販売する価格と代理店が販売する価格が、なぜ、同水準なのか。</p> <p>○ 資料の中で、商流と物流の考え方が整理されていないのではないか。</p> <p>○ 発注機関は、なぜブランド製品を指定して調査を依頼したのか。</p> <p>○ 調査の条件が現場渡りで、報告価格に運搬費が含まれている場合は、製品価格と輸送費を分けて調査したほうが良いのではないか。</p> <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>査では、長期割引率は5%、15%などの回答もあったが、10%の回答が最も多く、最頻値である10%に変更した。</p> <p>○ 今後は、『積算資料』等に掲載している内容を変更するという判断に至ったプロセス全体を分かりやすく整理するなどして、資料作成と説明に留意することとする。</p> <p>○ (説明) アンカー式ブロック積擁壁と受託業務の概要を説明した後、回収調査票、集計表、調査情報票等にしながら調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○ ブランド色の強い製品であり、開発メーカーと販売代理店の回答も同一水準であったため、報告価格の妥当性を検証するために以前より自主的に行っている。</p> <p>○ この開発メーカーは、全国展開しているものの社員数も少なく、製造・販売は地元のコンクリート二次製品メーカーに外注することが多いためである。</p> <p>○ 資料で使用したOEMの説明も含めて、表現が好ましくなかった。今後は、物流と契約関係の構造を整理し、価格のメカニズムを明確にする資料を作成することとする。</p> <p>○ 当該の施工現場の隣接工区に同一の製品が設置されているため、景観を一体化させるために同じ製品を指定したと思われる。</p> <p>○ 開発メーカーが、輸送費込みの価格設定をしているため、今回は分けずに調査を行ったが、輸送費の占めるウェイトが大きい骨材・砕石などは、製品価格と輸送費を分けて調査している。</p> <p>.....</p> <p>7月19日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

一次の事項について、審議すること。

イ 資材価格等の調査基準

ロ 調査基準に基づく調査実施状況

ハ 資材価格等の調査結果

二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。

三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員会は、委員8人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条委員会は、委員長が招集し、原則として年に4回開催する。

(審議結果の報告)

第6条委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めるときは、理事長に対し報告する。

2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。

3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省および内閣府に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改訂施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿 (五十音順)

木下昌 木下公認会計士事務所 公認会計士・税理士

小林 誠治 (一財) 公会計研究協会参与

小林 康昭 足利工業大学総合研究センター研究員 工学博士

榊原 渉 (株) 野村総合研究所経営革新グローバルインフラコンサルティング部プリンシパル/上級コンサルタント

塩田 克彦 (株) NTTファシリティーズ建築事業本部CM部部长 (公社) 日本建築積算協会監事

關 豊 ジェイアール東日本コンサルタンツ (株) 常務取締役営業本部長兼営業部長 工学博士